くらしに役立つ都民のための消費生活情報誌
東京都消費生活総合センター

東京くらしねっと

平成31年
1・2月号
2019年1月1日発行
No.257

今月の話題 トラブルも機敏に回避！
～アクティブシニアが気をつけたいトラブル～

読者レポート 都営バス構想2020とは
～ 高齢化・国際化社会に向けて ～

安全シグナル 茶道教室で一酸化炭素中毒の事故が起きています
定期的な換気を心がけましょう！

相談の窓口から 賃貸アパートを退去する際、
ハウスクリーニング代を請求された!?

TOKYO くらしの逸品 江戸から伝わる伝統工芸品

東京手描友禅

図案の選定、手描きによる下絵の作成から色挿し、仕上げまで、一人の職人により貫徹する東京手描友禅。贅沢を罪とし、倹約を強制された時代、シンプルでありながらも美しさと気品を表現した職人の技に、江戸の粋を見ることができます。

東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内
☎03-3235-1155
受付時間 月曜～土曜 9:00～17:00
（祝日・年末年始を除く）
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ●JR・東京メトロ・都営地下鉄「飯田橋」駅すぐ

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン 局番なし188

東京の消費生活に関する情報サイト 東京くらしWEB 検索
https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/

トラブルも機敏に回避！

～アクティブシニアが気をつけたいトラブル～

今月の話題

和の森法律事務所
弁護士
瀬戸（せと） 和宏（かずひろ）

還暦や定年退職を迎えた後も、仕事や趣味に意欲的で、若い世代に負けないほど元気なシニアの方が増えてきています。

一方で、活動的だからこそ陥りやすい、意外な落とし穴も存在します。今回は、そんなトラブルを上手に回避するためのポイントをご紹介します。

トラブルも怖くない

トラブルも事前にその対処法を知っていれば回避することができます。以下では積極的な消費活動を行うシニアだからこそ巻き込まれてしまうトラブルについて、いくつかの事例を用いてご紹介します。

トラブル事例 ～意外に身近な落とし穴～

事例 架空請求

スマートフォンで動画を視聴しようとしたら、突然、アダルトサイトの会員登録完了の画面になった。「誤操作の方は本日中に連絡を」という指示に従い電話したが、「既に会員登録は完了している。登録料10万円の支払義務がある」と言われた。

パソコンやスマートフォンを積極的に活用するシニアの方が増えたことで、それに関連した被害相談も少なくありません。

事例はインターネットの利用者を狙った架空請求です。契約は、申し込みと承諾の内容が一致しなければ成立しません。このケースでは、動画を視聴しようとしてスマートフォンを操作しただけで、会員登録の申し込みをしていませんから、会員契約は成立せず、登録料を支払う義務はありません。このような場合は、慌てず無視しましょう。もし、連絡をしてしまい、しつこく請求が来るときは、警察や消費生活センターに相談して下さい。

事例 仮想通貨に関するトラブル

仮想通貨の取扱事業者から、「今、仮想通貨を購入すれば必ず値上がりする」と言われ、投機目的で購入した。しかし、大幅に値下がりしてしまい損をしてしまった。

一時期、ビットコインなどの仮想通貨の価格が高騰したため、仮想通貨を購入すれば必ず儲かると誤解される方もいました。しかし、仮想通貨は円やドルなどの国が価値を保証する「法定通貨」とは異なります。価値が急激に変動する傾向があり、大幅な値下がりによる損失を抱えてしまうこともあります。そのため、必ず値

上がりするといった話はウソです。

また、複数の登場人物が詐欺的に仮想通貨の勧誘を迫る「劇場型勧誘」と呼ばれる手口もあります。例えば、仮想通貨の買取業者Xから「Yが販売する仮想通貨を代わりに購入してくれたら、後日倍の値段で買い取る」などと言われ、Yに代金を支払ったが、その後Xと連絡が取れなくなってしまった、といった事例が典型です。この場合、X(買取業者)とY(販売業者)は、同じ詐欺のグループです。倍の値段で買い取るなんて、そんなウマい話はないと疑うことが大切です。

事例 **光回線契約に関するトラブル**

大手通信事業者Aの光回線サービスを利用していたが、先日Aの代理店を名乗る業者から、「お得な新プランがある」と電話があった。Aの新プランの案内と思い了承したが、後日届いた契約確認書面を見ると、契約先がB社になっていた。

平成27年2月より、NTT東西が光回線サービスの卸売を始めました。現在では卸売を受けた様々な事業者(光コラボ事業者)が参入し、光回線に独自のサービスを組み合わせ提供しています。消費者にとっては、契約先やサービスの選択肢が増えましたが、その一方で、契約に関する事業者の説明が不足し、消費者がよく理解できないまま契約をしてしまうことで、トラブルとなることもあります。

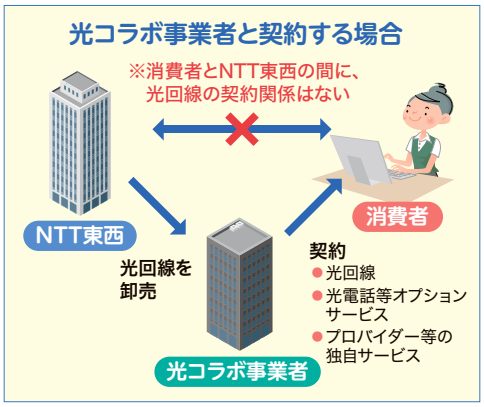

※光コラボ事業者との契約は、NTT 東西との契約ではありません

そこで、電気通信事業法では、**初期契約解除制度**などの消費者保護ルールを定めています。初期契約解除制度は、一定の範囲の電気通信サービス契約について、契約書面受領日を初日とする8日間が経過するまでは、利用者の都合により一方的に契約を解除できる制度であり、光回線サービスの契約はその対象となります。

いずれにしても、契約締結前に、誰と、どのような内容の契約を締結するのか、十分な説明を求め、理解することが必要です。

事例 **美容医療に関するトラブル**

顔のしわが気になりクリニックに行ったところ、薬剤を注射する施術を勧められた。しかし、3ヵ月にわたって施術を受けても効果を感じることができず、費用も高額のため解約したい。

誰もが年を重ねても若々しくありたいと願います。しかし、美容医療は保険適用外の自由診療で行われることが多く、高額な契約になりがちです。

美容医療のうち、下の表に該当するものは、特定商取引法が適用されます。この場合、契約書面を受領した日から8日間はクーリング・オフができます。なお、効果等について嘘の説明があれば取消しができます。

美容医療の契約は、即断の必要はありません。施術の方法、効果の程度、後遺障害発生の可能性、料金、アフターサービスなどを十分に説明してもらい、慎重に検討しましょう。

特定商取引法の対象となる美容医療契約(特定継続的役務提供)

下記に記載の「方法」による美容医療で、契約期間が1ヵ月を超え、かつ契約金額が5万円を超えるもの

脱毛	光の照射または針を通じて電気を流すことによる方法 (例)レーザー脱毛
にきび、しみ、そばかすその他の皮膚に付着しているものの除去または皮膚の活性化	光もしくは音波の照射、薬剤の使用または機器を用いた刺激による方法 (例)ケミカルピーリング
皮膚のしわまたはたるみの症状の軽減	薬剤の使用または糸の挿入による方法 (例)ヒアルロン酸注射
脂肪の減少	光もしくは音波の照射、薬剤の使用または機器を用いた刺激による方法　(例)脂肪溶解注射
歯牙の漂白	歯牙の漂白剤の塗布による方法 (例)ホワイトニングキットを用いたホワイトニング

まとめ

シニア時代をアクティブに生きることは素晴らしいことです。新しい人との出会いや、何かにチャレンジすることで充実した生活も望めます。ただ、世の中には、人をだまそうとする人たちがいることも忘れないでください。また、理解できないまま契約をすると、思わぬ失敗につながるので注意しましょう。

読者レポート

都営バス構想2020とは ～高齢化・国際化社会に向けて～

読者委員 中村（なかむら） 成一（せいいち）

都民の足として欠かせない都営バスが2020年に向け新たに変わろうとしています。その一つがフルフラットバスの導入であり、もう一つが「わからない、をなくす」取り組みです。その具体的な内容について東京都交通局を取材しました。

中村委員（中央）と東京都交通局の新川課長（左）、保泉課長（右）

利用者に優しい交通手段

都民として都営バスを利用して感じるのは、想像以上に正確に運行していることです。もちろん道路状況にもよりますが概ね計画していたとおりに移動できます。また、階段やエスカレーターを使っての上下移動がほぼないため、フラットな動線で利用でき、人に優しい公共交通機関であると感じています。

反面、より高い快適性と時勢にマッチしたきめ細やかな案内・運行情報を提供してほしいという思いがありました。今回、都営バスについてもっと詳しく知りたいと思い、取材してきました。

都営バスのこれまで

まず都営バスの歴史と現況についてお聞きしました。

都営バスの歴史は、大正13年に東京市が乗合バス事業を開始したことにさかのぼります。その後、昭和40年には乗合バスワンマンカーが、同54年には冷房車両が導入されました。また、高齢化などの社会情勢の変化に応じ、平成3年に超低床バスを運行開始し、同9年には全国に先駆けて乗降口のステップがなく乗り降りしやすいノンステップバスを導入し、平成25年には全車がノンステップバスとなりました。

平成30年4月の現況は、総営業距離739.2㎞、129系統、総停留所数は1545か所、車両数は1476両となっています。

ノンステップバスの導入から21年が経ち、社会情勢もさらに変化しているため、私としては、次はどんな車両が導入されるのかと期待していました。

都営バス構想2020

時代のニーズとともに変化してきた都営バスですが、超高齢化や国際化に伴う外国人旅行者の急増といった、都営バスを取り巻く社会情勢の変化に対応するためのプラン「都営バス構想2020」が策定されました。

その具体的内容は、

①バス車内の「段差」をなくす。

②案内サインをわかりやすくする。

の2点に集約されています。

これらについて、さらに詳しい内容をお聞きしました。

フルフラットバス

現行のノンステップバスは、乗降口の階段を廃した影響で車内後方に段差があるため、

- 乗客が前方に集中しがちで、乗降にも時間がかかる
- 乗客の転倒の心配があり、高齢化社会に対応しきれない

という二つの課題が存在します。

また、私としては、車両後方の天井が低いと感じることがあり、その点も改善されたらと思っていました。それを解決するのが「フルフラットバス」です。（図1）

図1

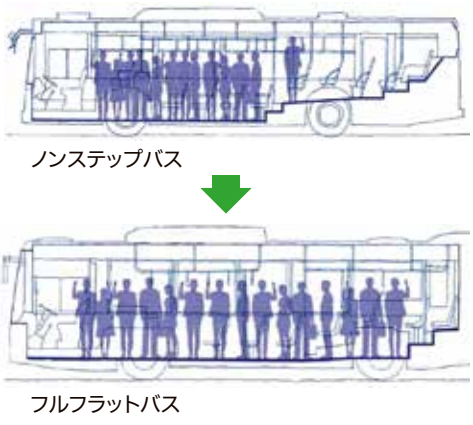

これまでバス後方の床下にあったエンジンや駆動装置などの配置を見直すことで、後方の通路段差をほぼなくした「フルフラット」を実現しました。

これにより高齢者や足腰が不自由な方などもスムーズに後方に移動することができ、混雑の緩和と段差でのつまずき防止になるとのことです。

今回新造される車両は北欧製とのこと。ぜひ早くスムーズな乗降を実感してみたいものです。

わからない、をなくす

路線バスは乗り慣れると非常に便利な交通手段だと思います。しかし、

- 乗りたいバスのバス停はどこにあるのか。（バスターミナルで、自分の乗りたいバス停はどこか）
- バスがいつ来るのか。（時刻表記載のバスはすでに行ったのか、これから来るのか）
- どこへ行くバスなのか。（目的地を通るのか）

など、あらかじめ調べておかないとわからなくて不安な場合があります。今後、外国人を含め、東京を訪れる方の増加が予想されることから、その対応として都営バスでは次の対策を講じることになりました。

①駅での案内

鉄道駅からバス停までストレスなく移動できるよう駅ホーム案内板のデザインと駅通路のバスのりばの案内サインをわかりやすく改修すること。

また、地下鉄改札口と駅前広場に設置する案内をデジタルサイネージ化し、バス路線やのりば案内、発車時刻や運行状況が日本語と英語でわかるようにする。

②バス停

案内板の多言語表示を充実させるとともに、バスの接近表示に英語の表示を加える。（図2）

図2

③バス車内

次の停留所表示や路線図をデジタル表示化する。また、沿線の観光スポットやニュース・天気予報など利用者に情報を提供する。（図3）

このような「わからない、をなくす」という取組みは、私が期待していた、より細やかな案内や運行情報の提供の実現につながるものと思いました。

図3

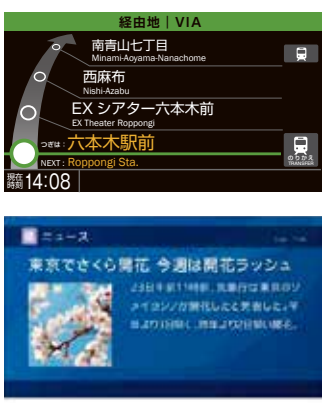

「日本中のバスが変わる」へ

これまで見てきましたように、バス車内のフルフラット化や、「わからない、をなくす」取り組みにより都営バスは2020年に向け新しく変わろうとしています。

これまでも、ノンステップバスのいち早い導入など、都営バスの取り組みが日本全国に広がっていることから、「都営バス構想2020」が日本中のバスが変わっていく布石となる予感がします。

安全シグナル

茶道教室で一酸化炭素中毒の事故が起きています 定期的な換気を心がけましょう！

心改まる新年を迎え、伝統的な行事にも触れることの多い時期になりました。茶道では、新年に初めて釜をかけることを初釜と呼び、茶道教室などでお茶を楽しむ方も多いかと思います。お湯を沸かす時に、室内で炭などにより火を起こす場合、一酸化炭素が発生し室内での濃度が高まります。特に最近の住宅は省エネルギーの観点から、断熱化、気密化が進んでいますので、一酸化炭素中毒による事故防止のため、こまめに換気することを心がけましょう。

事故事例

●茶道教室で使用した七輪に炭を足し、湯を沸かしていたところ気分が悪くなった。(80代 中等症)

一酸化炭素による事故防止のポイント

●十分な換気により、室内の一酸化炭素濃度が下がることから、火気設備・器具を使用の際は換気扇の使用や定期的に窓等を開けるなどして換気を十分に行いましょう。また、使用中に少しでも異常を感じたら、使用を中止するとともに速やかに換気を行いましょう。

●一酸化炭素は、無色・無臭のため発生しても気が付きにくい気体です。一酸化炭素を感知する警報器を設置することも有効です。

●東京消防庁「救急搬送データからみる日常生活事故の実態(平成29年)」 HP http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/201810/nichijoujiko/index.html

問い合わせ 東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3082

セーフティグッズフェア

子供の安全に配慮した商品(セーフティグッズ)の展示・販売のほか、ワークショップなど、親子で楽しめるイベントを開催します。ぜひご来場ください。

	二子玉川会場	聖蹟桜ヶ丘会場
日時	1月26日(土) 10:00～17:00	2月2日(土) 10:00～17:00
会場	二子玉川ライズ	京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター
内容	安全・安心なデザインで開発された商品を展示・一部を販売。 親子で楽しめるワークショップや体験コーナーも開催します。	

入場料・参加費無料
事前申込み不要

詳しくは 東京くらしWEB　セーフティグッズフェア 検索

問い合わせ 東京都生活文化局 消費生活部 生活安全課 ☎03-5388-3055
セーフティグッズフェア事務局 ☎03-6808-9750

お・知・ら・せ・掲・示・板

東京都消費者被害救済委員会報告

東京都消費者被害救済委員会は、消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、「東京都消費生活条例」に基づき「あっせん」や「調停」を行う知事の附属機関です。平成30年4月から11月までの間に東京都消費者被害救済委員会に処理を付託した案件及び委員会から知事へ審議の経過と結果について報告があった案件は、次のとおりです。

5月23日	報告	オーディション合格を契機としたレッスン契約に係る紛争	あっせん解決
8月20日	報告	甲社とのアーティスト等育成所属契約に係る紛争	あっせん解決
8月20日	報告	乙社とのアーティスト等育成所属契約に係る紛争	あっせん解決
8月22日	付託	独居高齢者のリフォーム工事契約に係る紛争	審議中
9月19日	付託	USBメモリを媒体とする投資関連学習教材の販売に係る紛争	審議中
11月8日	付託	アパレル関連商品転売の副業に係る紛争	審議中

他の案件も含めた各案件の詳細については、「東京くらしWEB」東京都消費者被害救済委員会の実績でご覧いただけます。

■東京くらしWEB 相談したい 東京都消費者被害救済委員会
HP https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kyusai/funsou.html

消費者へのアドバイス

●モデル・タレント教室に関するレッスン契約等をする際は、その内容を十分に確認しましょう。

●レッスン料等について十分な説明がないのであれば、すぐに契約に応じてしまうのではなく、慎重に検討しましょう。

●事業者の対応に疑問を感じたら、消費生活センターに相談しましょう。

問い合わせ 東京都消費者被害救済委員会事務局 ☎03-3235-4155

講座案内

受講無料

- 対象は都内在住または在勤、在学（高校生以上）の方
- 応募者多数の場合は抽選　●当日の参加申し込み不可
- 定員に満たない場合は締切日以降も受付

消費生活講座：今日からきっと役立つ暮らしの知識

くらしフェスタ東京2018
東京都消費者月間協賛事業

普段の暮らしから、これからの気になることまで。各方面の専門家をお招きし、役立つ講座を開催します。
充実した生活を送るためのヒントが満載です。

2月14日(木)　定員100名

プラスチックだからできるサステナブル（持続可能）な世界

■講師｜日本環境設計（株）代表取締役社長　**髙尾 正樹**氏

2月22日(金)　定員100名

シニア世代に向けたペットと健やかに暮らすヒント ～出会いから別れまで～

■講師｜（公社）全国消費生活相談員協会 消費者教育研究所副所長　**須黒 真寿美**氏

2月26日(火)・28日(木)　定員 各20名×2回

自分の信用情報って何？ ～クレジットの仕組み～

■講師｜指定信用情報機関 **（株）シー・アイ・シー**

2月14日 託児あり
22日・26日・28日 託児なし
※託児（6か月以上・就学前の乳幼児）を希望する場合は、必要事項に加え乳幼児の性別と年齢（月齢）を記入してください。

会　場　東京都消費生活総合センター 17階 教室Ⅰ・Ⅱ（開催日：2月14日・22日）
新宿区西新宿1-23-7　新宿ファーストウエスト15階（開催日：2月26日・28日）

時　間　各回　14:00～16:00

申込方法　はがき・FAX（ご希望の講座名・開催日・住所・氏名（ふりがな）・年代・電話番号を記入）・電子申請

申込締切　1月28日（月）消印・受信有効　※受講の可否について、2月7日（木）までに申込者全員にはがきで通知します。

申込先・問い合わせ
東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進担当　☎03-3235-1157
〒162-0823　新宿区神楽河岸1－1　セントラルプラザ16階　FAX 03-3268-1505
電子申請 HP https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/center/koza190214.html

実験実習講座

講座	講師	会場・日時	
		消費生活総合センター（飯田橋）	多摩消費生活センター（立川）
ガラス製品 正しく使っていますか？ ～いつまでも美しく快適に！～	（地独）東京都立産業技術研究センター 環境技術グループ 研究員 **上部 隆男** 氏	**2月6日**(水) 13:30～16:00 ●申込締切 1月23日(水)(消印有効) ●定員 32名 2/1(金)までに、ハガキにて抽選結果をお知らせします。	**2月15日**(金) 13:30～16:00 ●申込締切 2月1日(金)(消印有効) ●定員 16名 2/12(火)までに、ハガキにて抽選結果をお知らせします。
ヘアカラーリングABC ～正しい使い方で、髪美しく～	日本ヘアカラー工業会 PR委員長 **田島 洋一** 氏	**3月8日**(金) 13:30～16:00 ●申込締切 2月22日(金)(消印有効) ●定員 32名 3/4(月)までに、ハガキにて抽選結果をお知らせします。	**3月15日**(金) 13:30～16:00 ●申込締切 3月1日(金)(消印有効) ●定員 16名 3/11(月)までに、ハガキにて抽選結果をお知らせします。

申込方法
通常ハガキ（62円）・FAX（①講座名 ②開催日 ③会場 ④住所※ ⑤氏名（ふりがな） ⑥年代 ⑦電話番号（携帯） ⑧情報の入手場所 ⑨講座への意見・要望を記入）　※④で都外在住の場合、勤務先・在学先の区市町村名を記載　例）東京都〇〇市在勤（在学）
電子申請　東京都　募集中の講座　検索　https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/info.html

食育講座

講座	講師	会場・日時
日本が誇る ～国産食材 DEおもてなし～ **米粉とお茶で、ぷりん（帽子ー）ハットケーキをつくってみよう!!** お茶（と茶がら）の“徹底活用法”についても学びます	コンシューマー技術教育研究会 **市川 由紀子** 氏 パルシステム東京 茶々ネット委員会 **佐藤 道子** 氏	多摩消費生活センター（立川）のみで開催します ①**3月6日**(水) ②**3月7日**(木) 13:30～16:00（両日とも同じ内容） ●申込締切 2月8日(金)(消印有効) ●定員 18名

託児あり
※託児（6か月以上・就学前の乳幼児）を希望する場合は、必要事項に加え乳幼児の性別と年齢（月齢）を記入してください。

申込方法
＜1講座につき、ひとり1枚の往復はがきのみ有効＞
往復はがき（**往信面**に①講座名 ②開催日 ③住所※ ④氏名（ふりがな） ⑤電話番号、**返信面**にはあて先）を記入。
※③で都外在住の場合、勤務先・在学先の区市町村名を記載　例）東京都〇〇市在勤（在学）

飯田橋会場への申込先・問い合わせ	東京都消費生活総合センター 実験講座担当 〒162-0823　新宿区神楽河岸1－1　セントラルプラザ16階	☎03-3235-1157 Fax 03-3268-1505
立川会場への申込先・問い合わせ	東京都多摩消費生活センター 実験講座または食育講座担当 〒190-0023　立川市柴崎町2－15－19　東京都北多摩北部建設事務所3階	☎042-522-5119 Fax 042-527-0764

次号「3・4月号」は、平成31年3月1日発行です。

相談の窓口から

賃貸アパートを退去する際、ハウスクリーニング代を請求された!?

Q 2年間住んだアパートを退去する際に、貸主からハウスクリーニングにかかる費用の全額を請求されました。契約書には「借主（入居者）は、明渡しの際に原状回復しなければならない」と記載がありますが、普段から掃除も行っており、全額を負担することに納得できません。

A 通常、賃貸アパートの契約では、入居者に退去時の原状回復が義務づけられていますが、原状回復とは「借主（入居者）が入居前の部屋の状態に戻す」というわけではありません。普通に暮らしていれば生じる程度の物件の傷みや汚れについては貸主が負担することとし、それ以外の、入居者に責任があるような傷みや汚れ（例えば故意につけた傷や長期間清掃を行わなかったためについた油汚れなど）については入居者が負担するというのが原則です。しかし、中には、「退去時のハウスクリーニング代は敷金から補てんする」など原則以上の負担を入居者に求めた「特約」を設けているケースもあります。

今回の事例では、「退去時にハウスクリーニング費用○万円は借主（入居者）が負担する」などの特約は契約書に明記されていませんでした。契約書に特約が記載されておらず、契約時に説明もされていなければ、ハウスクリーニング費用については貸主負担を主張することができますので、貸主とよく話し合うよう助言しました。

退去時のトラブルを避けるため、**賃貸アパートを契約する際は、原状回復に関わる特約がどうなっているのかなど、重要事項をしっかり確認しましょう。**

また、国土交通省では、賃貸アパートに関して原状回復についてのガイドラインを設けています。契約前にガイドラインを参考に、納得できるまで貸主としっかり話し合うことが大切です。

（参考）
●国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html
●東京都都市整備局「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/tintai/310-4-jyuutaku.htm

相談窓口のご案内… ☎03-3235-1155

「出前寄席」新作発表会を開催します

くらしフェスタ東京2018
東京都消費者月間協賛事業

東京都消費生活総合センターでは、消費者被害の未然防止を図るために、落語・漫才・コントで悪質商法の手口とその対処法などを分かりやすく伝える「出前寄席」を実施しています。
平成31年度の新しい演目を、いち早く皆さんにお披露目します。

出前寄席は都内大学の落語研究会や社会人ボランティアが協力しています！

講 演 『なるほど！ 私が みんなを サギから守る』 ■講師：弁護士 瀬戸和宏 氏

新作演目 ●なるほど！これぞ「だまし」のテクニック ●巧みな話術にご用心！劇的リフォーム詐欺
●見破れますか？ 詐欺の手口のあれやこれ ほか落語、漫才 計5作品

日 時 平成31年2月21日(木) 13:30～16:00（開場13:00）

会 場 東京都消費生活総合センター17階 教室Ⅰ・Ⅱ **対 象** 都内在住・在勤・在学の方 **定 員** 150名

申込方法 HP又は電話・FAX（①氏名・ふりがな ②住所 ③年代 ④電話番号）で、下記申込先へ。

申込締切 平成31年2月12日(火) 受講の可否について2月18日(月)までに申込者全員に郵送で通知します。

申込先・問い合わせ
東京都消費生活総合センター 活動推進課 協働連携事業担当 ☎03-3235-4167
〒162-0823 新宿区神楽河岸1－1 セントラルプラザ15階 FAX03-3235-1229
HP https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/center/koza190221.html
携帯電話 スマートフォン

東京くらしねっと No.257 平成31年1月1日発行
編集発行：東京都消費生活総合センター
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 TEL.03-3235-1157 FAX.03-3268-1505
デザイン：株式会社トライ 印刷：株式会社アイネット 印刷物規格表第1類 印刷番号(30)32

東京都消費生活行政 ツイッター フェイスブック ぜひフォローしてください。
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
R70 古紙パルプ配合率70％再生紙を使用